

## 令和4年度 職員給与の男女の賃金差異の情報公表

区分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	86.6%
非正規労働者	118.3%
全労働者	83.3%

### 説明欄

- ・対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・非正規労働者：パート、契約職員を含み派遣社員を除く
  - \*非正規労働者については、正規雇用労働者の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。
- ・賃金：通勤手当、退職手当を除く

### 差異についての補足

扶養手当や住宅手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している割合が高い。勤続年数についても男性の方が長い方が多く、それに伴い給与も上がっている。

区分	労働者に占める女性労働者の割合
正規労働者	48.8%
非正規労働者	81.5%
全労働者	69.2%

区分	男女別の育児休業取得率
男性	66.7%
女性	100.0%